

「京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例（案）」に関する
パブリックコメント実施要領

京丹波町では、みんなが、心身とともに社会的にも健康で、幸せを感じられる、笑顔があふれる元気なまちを目指し、人権学習や啓発活動等により人権意識の高揚を図り、多様な価値観を認め合い、他人を思いやれる社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、国内の人権をめぐる状況をみると、今もなお、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、職業、年齢、経済状況等を理由とした不当な差別や暴力、インターネットを利用した人権侵害やハラスメント等の様々な人権課題が存在しています。

このような状況を踏まえ、国では、平成 28 年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律を相次いで施行しました。

人権尊重の機運が高まる中で、人権擁護や差別撤廃に関する条例（いわゆる「人権条例」）を制定する地方公共団体も増えています。

こうした中で、京丹波町では、人権に関する施策の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって、みんなが幸せであると感じられる、豊かな心を育む人権尊重のまちづくりを推進することを目的として、人権条例を制定することとしました。

つきましては、条例案に対して広く町民の皆様の意見を聴き、反映させるため、下記のとおりパブリックコメントを実施いたします。

記

1 意見を募集する条例案：「京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例（案）」

2 募集期間：令和 7 年 6 月 27 日（金）～令和 7 年 7 月 10 日（木）

3 意見書を提出できる方：①町内に住所を有する方
②町内に事業所等を有する町外の方
③町内に通勤・通学している町外の方

4 閲覧場所

（１）京丹波町ホームページ

<https://www.town.kyotamba.kyoto.jp/kakukakarasagasu/juminka/gyomuannai/kouhoukoutyou/8452.html>

（２）町内の下記施設

①京丹波町役場本庁舎（住民課、交流ラウンジ「こだち」）
②京丹波町瑞穂支所（瑞穂保健福祉センター）
③京丹波町和知支所（和知支所、教育委員会）

5 意見書の様式

別紙様式「意見書」のとおりとします。なお、任意の様式でも受け付けますが、「京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例（案）」への意見であることを明示し、氏名（企業・団体の場合は名称）、住所及び電話番号を必ず明記してください。

6 提出方法

いずれかの方法で提出してください。

①郵便 〒622-0292

京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

京丹波町 健康福祉部 住民課 宛

②ファクシミリ 0771-82-0446

③電子メール jyumin50@town.kyotamba.lg.jp

④持参（受付は各閲覧場所の開所時間内とします。）

※電話による受付は行いません。

7 注意事項

（１）提出いただいたご意見については、個人情報を除き、ホームページなどで公表させていただきます。あらかじめご了承ください。

（２）ご意見を提出された方に対する個別の回答はいたしません。

（３）募集期間内に到着しなかったもの（郵送の場合は7月10日（木）の消印有効）及び、下記のいずれかに該当するものについては無効とします。

①個人や特定の団体を誹謗中傷するもの

②個人や特定の団体の財産又はプライバシーを侵害するもの

③個人や特定の団体の著作権を侵害するもの

④公序良俗に反するもの

⑤営業活動など営利を目的としたもの

8 問い合わせ先（担当課）

京丹波町 健康福祉部 住民課 電話番号：0771-82-3803